

●香川県告示第59号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成27年2月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波沿岸	鎌野漁港	鎌野漁港（ 鎌野地区） 海岸	<p>1 指定場所 高松市庵治町字鎌野西、高砂地先</p> <p>2 指定区域 基点1から基点19までを順次に結んだ線、基点19と補助点4とを結んだ線、補助点4から補助点1までを順次に結んだ線及び補助点1と基点1とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 四等三角点 遠見山（刊7） （北緯34度23分16.7212秒、東経134度08分32.4279秒） 基点1 基準点から41度40分、距離855.0メートルの地点 基点2 基点1から161度15分、距離40.9メートルの地点 基点3 基点2から78度55分、距離22.8メートルの地点 基点4 基点3から92度25分、距離14.6メートルの地点 基点5 基点4から122度32分、距離60.4メートルの地点 基点6 基点5から120度08分、距離45.1メートルの地点 基点7 基点6から126度14分、距離136.6メートルの地点 基点8 基点7から127度28分、距離59.6メートルの地点 基点9 基点8から125度46分、距離45.2メートルの地点 基点10 基点9から127度09分、距離31.6メートルの地点 基点11 基点10から124度39分、距離17.7メートルの地点 基点12 基点11から118度51分、距離32.9メートルの地点 基点13 基点12から113度55分、距離74.5メートルの地点 基点14 基点13から106度41分、距離27.8メートルの地点 基点15 基点14から75度59分、距離32.8メートルの地点 基点16 基点15から93度09分、距離23.5メートルの地点 基点17 基点16から121度43分、距離29.5メートルの地点 基点18 基点17から134度51分、距離24.4メートルの地点 基点19 基点18から39度01分、距離7.8メートルの地点 補助点1 基点1から341度15分、距離30.0メートルの地点 補助点2 基点3から3度08分、距離79.8メートルの地点 補助点3 基点12から15度04分、距離50.1メートルの地点</p>

			補助点4 基点19から19度24分、距離66.9メートルの地点
--	--	--	---------------------------------